

議第 1 2 号議案

重度障害者医療費助成制度に関する意見書の提出

重度障害者医療費助成制度に関し、関係行政機関へ意見書を提出したいので、次のとおり提出する。

平成 2 3 年 1 2 月 1 6 日提出

健康福祉・病院経営委員会

委員長 大 桑 正 貴

重度障害者医療費助成制度に関する意見書

平成18年4月1日の障害者自立支援法施行により、障害者施策においては身体障害、知的障害、精神障害の三障害一元化の原則が唱えられ、神奈川県においても、平成19年3月の医療費助成制度見直し検討会報告書で、重度障害者医療費助成制度については三障害一元化などを考慮しつつ今後の見直しを検討するとの方向が示されている。

さらに、平成22年8月に神奈川県市長会、平成22年10月には神奈川県都市民生行政連絡協議会から、精神障害者に重度障害者医療費助成制度を適用するようとの要望が出されているところである。

しかしながら、重度障害者医療費助成制度において精神障害者はいまだに対象とされておらず、本市においても精神障害者を対象とした医療費助成は通院については国の制度である自立支援医療、入院については市が実施している月額1万円の入院医療援護金のみであり、入院や合併症の医療費が精神障害者の家計を大きく圧迫している。

また、重度障害者医療費助成制度は昭和48年に全額県費補助により発足したが、その後のたび重なる補助率削減により県内各自治体に財政負担を強いており、さらに平成10年度以降、政令指定都市への補助率は他の市町村との間に格差が設けられ、本市に対しては3分の1まで削減されている。こうした状況が長く続いてきていることは、他の市町村の住民と同様に県民税を負担している本市市民の理解と納得が得られるものではない。

そこで、県補助事業である重度障害者医療費助成制度において三障害一元化を実現し、精神障害者の経済的負担を軽減するとともに福祉の充実を図るために、次の事項を早急に実施されるよう強く要望する。

- 1 他の障害者と同様に、精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者にも重度障害者医療費助成制度を適用すること。
- 2 本事業に関する補助率を横浜市に対しても一般市と同様に2分の1とすること。

ここに横浜市議会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意

見書を提出する。

平成23年12月16日

神奈川県知事 へ

横浜市議会議長

佐藤 茂